

税金が納められない？



住宅ローンの支払いが・・・

車のローンの支払いが・・・



カードローンの支払いが・・・

**納税できない理由には
なりません！**

税金は、すべての債務(借金)に
優先すると定められています(地方税法第14条)。

こんな時には、早めにご相談を

災害、事業の廃止、失業、病気等、**やむを得ない事情**により、一時的に税の納付が困難な場合は、状況をお聞きしたうえで、徴収の猶予や分割納付をすることがあります。

**ご注意
ください**

納税できない理由(原因)が「住宅ローン(個人資産の形成)」「高額な物品等の購入によるローン」「収入に見合わない生活の維持・浪費」「ギャンブル」等の場合は「やむを得ない事情」にはなりません。

収支の見直しや返済先への期間延長等の申し出、債務整理など、市に相談する前にあなた自身でできることもあるはずです。

債務整理等の法律相談は、市報または市民相談一覧表をご覧のうえ、弁護士、司法書士へご確認下さい。
(大分県外在住の方は、最寄りの弁護士会及び司法書士会などにご確認ください。)

[国民健康保険税のお問合せ・ご相談] 別府市役所 保険年金課 保険税係 0977-21-1148

[その他の市税のお問合せ・ご相談] 別府市役所 債権管理課 0977-21-1121